

部落差別の政治起源説はマルクスレーニン主義

解同が市町村自治体に行った行政闘争の具体例を前号(33号)で紹介しました。解同は「地方自治体に対する徹底した行政闘争がすべて闘いの基本」(430号 1968年10月25日号)として、「行政闘争」を激しく行います。

なぜ解同は「行政闘争」を行うのでしょうか。「行政闘争」をどのように捉えているのでしょうか。広島の各市町村自治体や県などは「差別事件」を口実に厳しい糾弾を受けてきました。広島県の公教育が法令違反の状態にまで歪んだのも「行政闘争」で介入を受けた結果です。教委・学校がどうして違法な教育を行うようになったのか、それを知るためにも重要です。解放新聞中央版や同紙472号で師岡佑行(1971年から75年まで同紙主筆を務めた)が述べているものから拾ってみましょう。

「同盟のいう行政闘争という戦術は、部落民がいまどのような社会的地位におかれ、そしてそれはどこからきているのか、またそれは誰の責任で、どのように解決することができるか、という部落のもつ歴史性と社会性を十分掘り下げたところから出ている。つまり部落は長い間行政によって市民的権利が不完全にしか保障されず、差別的意図によってうち捨てられてきた。その差別行政の結果として、今日のみじめな生活状態におかれていることを明らかにした。」(463号 1969年10月5日号)

これまでも書いてきましたが、解同は権力が差別によって部落差別を作ったという考えです。近代になっても行政(権力)は部落の市民的権利を保障せず、差別によってうち捨ててきた。現在部落がみじめな生活状態に置かれているのは行政の責任である。だから行政に対して市民的権利を保障させる闘い＝行政闘争を行うという考えです。

行政闘争の目的を、解同は次のように記しています。

「行政闘争は差別に反対し、部落民に市民的権利を、行政的に完全に保障させることを中心として、その他一般行政施策を獲得することを目的としてたたかう闘争形態である」(463号)

解同や師岡は「行政闘争」を行う対象と位置づけを次のように書いています。

「同盟は行政闘争が本質的に権力闘争であることを明らかにしている」(師岡 474号 1970年 1月 25日号 70年代における解放運動)

「われわれが行政闘争という時、末端自治体から中央政府に至る全行政に対する闘争として位置づけたもの」(463号)

「行政闘争とは「末端自治体から中央政府にいたる全行政に対する闘争」であり、「中央政府に対する闘争」によって「『同対審答申』と『特別措置法』を獲得したのに「日本共産党は、わが部落解放同盟の行政闘争が客観的には権力闘争の形態をとっていることをなぜ評価できないのだろうか」(475号 2月 5日号)

「いうまでもなく 60年代の運動の焦点は「同対審」の設置、「同対審」答申の完全実施、「特措法」の制定におかれていた。譲歩した政府は、まことに糊塗的・欺瞞的ではあれ、「同和」特措法の制定を認めざるを得なかったのである。このたたかいは部落解放運動が運動を通じて作り上げてきた闘争形態である行政闘争の集大成というべきものであって対政府闘争として闘われた。」(474号 師岡)

行政闘争の対象を地方自治体から政府を含む全行政とし、行政闘争を「権力闘争」と位置づけているのです。行政闘争の集大成が「同対審答申」「特措法」の獲得だとの認識です。その後の行政闘争は、対政府闘争で獲得したこれら「同対審答申」「特措法」を武器にして、さらに自治体を糾弾していきます。

解同は運動方針を次のように掲げています。

「部落の完全解放は、反帝、反独占の民主主義革命の達成によってのみなし得る」(463号)

日本は「自由・民主・法治」の価値観のもとに立国している国です。「反帝、反独占の革命の達成」という方針を掲げるといことは、わが国を帝国主義、独占資本主義の国とでも捉えているということですが、これは甚だ偏った思想としかいいようがありません。マ主義(マルクスレーニン主義)の偏向メガネで見なければとうてい掲げられない運動方針です。

このように革命によって異なる社会を実現することを運動方針に掲げる解同や同盟員へ、助成金を支給したり給付等を行うことは、解同の組織拡大・強化を助け、革命達成の手助けをすることになります。しかし誰も反対できない「同対審答申」という武器を獲得したのです。

革命の達成を目指す解同は、《糾弾はイデオロギー闘争》(463号)と位置づけます。

《差別糾弾闘争の意義は、部落差別の社会的存在意義と差別の本質を明らかにするイデオロギー闘争として位置づけられている》(同)

イデオロギーを「政治や社会に対する一定の考え方・思想」と定義すれば、イデオロギー闘争は「自分らの考え方・思想を浸透させる闘争」といえるでしょう。糾弾闘争をイデオロギー闘争と位置づける解同は、同対審答申に解同の主張(イデオロギー)を入れるよう政府や同対審に対して行ってきました。解同のイデオロギーはどのようなものでしょう。

解同は「差別観念の根源が支配階級にあり、差別観念は支配階級のイデオロギーである」という見方をします。

《われわれが指摘しているように差別観念が社会意識として一般的、普遍的に支配階級にも社会的に存在しているという事実と、その観念の社会的根源が支配階級にあることを日本共産党は故意に混同してしまう。差別観念が支配階級のイデオロギーであるということはまちがいない》(475号)

次の文には支配階級が差別観念を社会意識として浸透させるという考え方を書いています。

「社会意識としての部落民に対する差別観念は上部構造であり、共産党もいうように封建制度における支配階級のイデオロギーである。したがって社会意識としての差別観念は、直接的には封建社会の成立とともにその階級対立の抗争と、その生産関係そのものから生まれ出て、支配階級に奉仕する。支配階級は、それを練り上げ、人民の日常生活の中で政治、経済、教育、文化の全体を通じて、人民の内に習慣、伝統、教育の力をつうじて浸透させてきた。この支配階級の支配に奉仕する社会意識としての差別観念が、一般的、普遍的に一般勤労人民にも広くしみとおって社会意識となっている」(475号 1970年2月5日号)

分かりやすく言うと、部落民を差別する考えは支配階級のイデオロギーである。その差別観念(考え)は、階級闘争と生産関係から生まれる。支配階級は、習慣、伝統、教育などを通じて支配階級の差別意識を広く社会に浸透させている。そのため差別観念が人々の中に広くしみ通って社会意識、社会の考えとなっている、と言っているのです。これを解同は部落差別の3命題の1つ、「社会意識としての部落民に対する差別観念」と規定しています。

支配階級が人民を都合良く支配するために差別観念の「社会意識」をつくり浸透させているということですが、解同はこの「社会意識」を、「階級」的立場、「階級」的観点で見ていることを明らかにしています。

「われわれが社会意識をとらえる時、敵対的、階級的対立を抜きにして社会意識などというものを考えたこともなければ、どの文章にも書いたことがない」(475号)

「わが同盟が差別観念を社会意識として普遍的に存在しているということがいえるのは真に科学的、階級的な立場に立っているからに他ならない」(463号)

「わが解同のたたかいを階級的観点からする市民的権利を保障させるブルジョア民主主義闘争として評価しなければならないにもかかわらず・・・」(463号)

「市民的権利」という言葉が出てきていますが、解同はこれも階級的観点で見ていることを明らかにしています。また文中に「ブルジョア民主主義闘争」という言葉が出ていますが、解同が運動方針に掲げる「民主主義革命」とブルジョア革命は同義で、マルクス主義者は民主主義革命をブルジョア革命と呼んでいます。ブルジョア民主主義革命とは、「封建的・

絶対主義的国家体制を打倒して近代社会をめざす革命」です。我が国は日本国憲法、法律の支配に基づいて統治されている民主主義国家です。日本は「主権を持つ国民によって正当に選挙された国会(議会)や国会における代表者(政府)」によって政治が行われていますが、これが階級的観点から見ると「封建的・絶対主義的国家体制」になるということです。政府を「敵」とする階級的観点からの見方がいかに間違っていて荒唐無稽なことか分かります。しかしこの甚だ偏狭な考えで「市民的権利を保障させる」闘争が行われていくのです。

「生産関係」について、次のように記述しています。どういふことか分かりますか？

「一切の社会的矛盾を階級的観点から取り上げるとすれば、その社会的矛盾を生産関係にもどして位置づけされなければならないことは、社会科学を学ぶ者なら、一般常識になっている」(463号)

社会で起きている矛盾は生産関係を階級的な視点から見なければならない、例えば、労働者の貧困(社会的矛盾)が起きるのは、資本家(支配者)が資本・生産物を独占し、労働者(被支配者)を搾取するからである、という考えです。社会科学というのはマ主義の別名です。

解同は「差別」を、生産関係と関連づけて支配・被支配を論理立てるマ主義の考えに基づいて定義しているということです。

「差別が生まれるのは、人間関係からではなしに、所有関係、生産関係と生産過程を通じてうつし出される。すなわち社会関係からである」(463号)

差別が生まれる理由をマ主義で説明したのが、政治起源説です。政治(権力・支配者)が、民衆(被支配者)を主要な生産関係から除外し、搾取する為に作り出したという考え方です。

しかしこの政治起源説は現在、完全に否定されています。部落史の見直しを進める奈良県立同和問題関係史料センターは、部落差別を「政治支配がつくってきたものでも、経済格差から生じたものでもなく、部落と周辺地域社会との関係性から生じる問題である」と調

査研究の成果を公表しています。解同の主張と真逆です。「部落差別」の原因について、解同は「人間関係」を否定していますが、センターは「部落と周辺地域社会との関係性から生じる」、つまり地域社会との「人間関係」から生じていると言っているのです。さらに解同が主張している「政治支配」や「生産関係」もはっきり否定しています。マ主義に則った政治起源説を否定するのは当然といえば当然です。

若田部功教諭(栃木県立那須高等学校)は、政治起源説が、マ主義による主張であること、また同説が「同対審答申にも受け継がれ」と、次のように述べています。

「近世政治起源説は、戦前において主張された形跡はほとんどなく、おおむね 1950 年代中期頃からマルクス主義に依拠する歴史家の間で徐々に有力になった説であり、解放運動の行政闘争(行政責任論)の理論的支柱となっていた。(中略)さらに同和行政・同和教育の出発点となった『同和对策審議会答申』(1965 年)にも受け継がれていったのであった」(部落史の見直しと教育内容の創造)

はっきり言うと、行政の責任にする為に、それに合うよう歴史を改竄したということです。

解同が主張する部落差別の 3 命題、残りの 2 つは、「部落差別の本質」と「部落差別の社会的存在意義」ですが、この 2 つも「階級的立場に立って」、つまりマ主義で説明しています。生産関係を「支配・被支配」で説明する「階級的立場」、どの部分がそうでしょう。

「わが同盟は、差別の本質とその社会的存在意義については、すでに 1961 年の 16 回大会で明らかにしている。すなわち部落差別は部落民に市民的権利－(就職の機会均等)－が行政的に不完全にしか保障されていないことであり、なかでも就職が行政的に不完全にしか保障されていない。すなわち部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されていることが差別のただひとつの本質である。したがって、部落差別の社会的存在意義はその本質からいって、封建社会でも資本主義社会でも変わっていない。それは部落民を直接に搾取し、圧迫することだけが目的ではなく、封建時代における身分差別はその時代の主要な生産の担い手であった農民の搾取と圧迫をほしいままにすること、その反抗をおさえるための安全弁として利用されたのである。

明治維新における日本の資本主義の初期の段階においては、資本の原資蓄積の手段として部落差別が利用され、今日独占資本主義の段階においては、独占資本の超過利潤追求の手段として、部落民を差別によって主要な生産関係から除外し、部落民に労働市場の

底辺を支えさせ、一般勤労者の低賃金、低生活のしずめとしての役割を果たさせている。また政治的には、部落差別を温存助長することによって、部落民と一般勤労者とを対立させる分裂支配の役割を持たされているのである」(463号)

どこが「階級的立場」で書かれていたか分かりましたか？ 解同が階級的立場で物事を捉えていることを次のように明らかにしています。

「この主要な生産関係から除外されているという捉え方は、いうまでもなく階級的立場を明らかにしたものであり、部落差別の本質的把握は、市民的権利を階級的立場からたたかうことを意味するものである。ここに部落の完全解放の意義を見いださうのものであり、この立場こそ真に民主主義革命における部落民のおかれている社会的立場を明らかにしたものである」(463号)

「わが部落解放同盟が「差別である」と指摘することができるのは、差別の本質ならびに社会意識としての差別観念を階級的立場に立って明らかにしているからにほかならない」(同号)

これまでのものをまとめてみましょう。

- ① まずマ主義で物事を捉えていること。「科学的」とか「階級的」立場、観点に立って、というのはマ主義の立場、観点で物事を捉えるということです。
- ② 解同は「革命の達成」を目指し、それによって部落の解放を成すことを運動方針に掲げている、そういう団体であること。
- ③ 部落民に対する差別観念は、支配階級のイデオロギーとみなしていること。社会にある差別観念は、支配階級が生産関係を巡る階級対立から生み出したものである。支配階級は政治、経済、教育、文化、習慣、伝統など日常生活の中のあらゆるものを通じて人民にそれを浸透させてきた。そのため支配階級の支配に都合の良い差別観念が一般の人民にも広く染みとおっている。この支配階級のイデオロギーが社会意識となっている、という主張です。
- ④ 糾弾をイデオロギー闘争と位置づけていること。糾弾闘争をする意義を、「部落差別の社会的存在意義と差別の本質を明らかにするイデオロギー闘争と位置づけています。

つまり糾弾闘争とは、解同の論理である「差別の本質」と「部落差別の社会的存在意義」を認めさせる闘争だということです。

- ⑤ 「差別」を、所有関係・生産関係と関連づけて支配・被支配の階級的観点で論理づけていること。
- ⑥ また、「差別の本質」と「社会意識としての差別観念」も階級的立場で論理づけていることも特徴です。解同が「差別である」と指摘できるのは、「階級的立場に立って明らかにしているからにほかならない」と、階級的立場に立っていることを明かしています。
- ⑦ 「差別の本質」というのを、「部落民に市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないこと、差別によって主要な生産関係から除外されている」と主張しています。行政が市民的権利を部落民に保障していない、と行政の責任にしているのがポイントです。
- ⑧ その「市民的権利が行政的に保障されていない」という見方は、「階級的立場から闘うことを意味するもの」と明かしています。
- ⑨ 階級的立場からの「市民的権利」というのは、就職の機会均等のこと。
- ⑩ 「主要な生産関係から除外されている」という捉え方も、「階級的立場」から捉えていると明かしています。
- ⑪ 「部落差別の存在意義」というのは、「部落民を主要な生産関係から除外し、部落民に労働市場の底辺を支えさせ、一般勤労者の低賃金、低生活のしずめとしての役割を果たさせている、部落民と一般勤労者を対立させる分裂支配の役割を持たされている」と規定し、これも階級的な立場に立つと、明かしています。
- ⑫ 「行政闘争」を権力闘争であると明らかにしていること。
- ⑬ 「行政闘争」の目的は、部落民に市民的権利を行政に完全に保障させること。
- ⑭ 地方自治体に対する行政闘争をすべての闘いの基本としていること。
- ⑮ 「行政闘争」は、自治体から政府に至る全行政に対する闘争としていること。
- ⑯ 「行政闘争の集大成が「同対審答申」「特措法」の獲得で、対政府闘争として闘ったという認識であること。

行政闘争の集大成として獲得し、これを武器にするという「同対審答申」とは一体どのような代物なのでしょう。次回、明らかにします。